

平成28年度 「歳末謝恩売り出し事業」

事業参加店でのお買い物1,000円ごとに、抽選券を1枚差し上げます。

売り出し期間	平成28年12月14日(水)～12月30日(金)の17日間																									
当選番号の決定	抽選券に印字された番号によって抽選を行う。																									
当選番号発表日	平成29年1月18日(水)																									
賞品内容	<table border="0"> <tr> <td>松</td> <td>賞(商品券)</td> <td>10,000円分</td> <td>・・・</td> <td>10本</td> </tr> <tr> <td>竹</td> <td>賞(商品券)</td> <td>5,000円分(下3桁)</td> <td>・・・</td> <td>20本</td> </tr> <tr> <td>梅</td> <td>賞(商品券)</td> <td>1,000円分(下2桁)</td> <td>・・・</td> <td>200本</td> </tr> <tr> <td>福</td> <td>賞(商品券)</td> <td>500円分(下2桁)</td> <td>・・・</td> <td>800本</td> </tr> <tr> <td>寿</td> <td>賞(米券3枚)</td> <td>・・・</td> <td>・・・</td> <td>50本</td> </tr> </table> <p>※この賞品内容は、抽選券が20,000枚配布された場合です。</p>	松	賞(商品券)	10,000円分	・・・	10本	竹	賞(商品券)	5,000円分(下3桁)	・・・	20本	梅	賞(商品券)	1,000円分(下2桁)	・・・	200本	福	賞(商品券)	500円分(下2桁)	・・・	800本	寿	賞(米券3枚)	・・・	・・・	50本
松	賞(商品券)	10,000円分	・・・	10本																						
竹	賞(商品券)	5,000円分(下3桁)	・・・	20本																						
梅	賞(商品券)	1,000円分(下2桁)	・・・	200本																						
福	賞(商品券)	500円分(下2桁)	・・・	800本																						
寿	賞(米券3枚)	・・・	・・・	50本																						
賞品引き換え期間	平成29年1月18日(水)～1月31日(火) ※土・日を除く。 ※午前9時～午後5時																									
賞品引き換え場所	新得町商工会館・新得町商工会屈足事務所(陶芸センター内) ※屈足事務所は、1月19日(木)のみ引き換えできます。 午後1時～午後5時																									
当選番号掲示場	参加店頭・商工会館・商工会ホームページ(http://www.shintoku-cci.jp)																									



経営講習会のご案内

「変化する経営環境と自社の強みを理解する」

開催日時	平成28年12月14日(水) 午後7時から8時30分まで
開催場所	新得町商工会館 2階研修室
講師	有限会社ケイ・エス・シー代表 中小企業診断士、ITコーディネーター 笹山 喜市氏
申し込み	別紙折込みの申込書にご記入の上、12月12日(月)までにお申し込みください。 詳細は、別紙折込をご覧ください。



新得駅舎内のキヨスク跡にアンテナショップが誕生します！



台風10号の被災により停まったJR、そしてその陰に隠れてひっそりと灯火を落としていったキヨスクでしたが、新得駅舎内にパワーアップして新たなショップがJR再開に併せて開店します。弁当や食品も充実、アンテナショップとして新得の地場産品のおみやげも多数。しかも開店時間は7時～19時・365日営業の予定です。問い合わせは商工会(64-5324)まで。



店舗イメージ

平成28年分 所得税(源泉徴収)における留意事項等について



1. 通勤手当の非課税限度額

平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられました。

2. 国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用

平成28年1月1日以後に支払われる給与等の源泉徴収又は年末調整において、非居住者である親族(以下「国外居住親族」といいます。)に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除(以下「扶養控除等」といいます。)又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出又は掲示する必要があります。

3. 年末調整関係書類に係るマイナンバー(個人番号)の記載を不要とする見直し

給与の支払者に対して提出する年末調整関係書類のうち、次に掲げる申告書については、平成28年4月1日以後に提出するものからマイナンバー(個人番号)の記載が不要とされています。

- ①給与所得者の保険料控除申告書
- ②給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ③給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

4. 復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

5. 平成29年から適用される主な改正事項

平成29年から、扶養控除等(異動)申告書等に記載するマイナンバー(個人番号)に関する改正及び源泉徴収税額表の改正が行われています。

※詳細等は、国税庁が発行している「平成28年分 年末調整のしかた」、「国税庁ホームページ」(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

「雇用保険 さわやか受給で 確かな就職」

雇用保険は、失業した労働者に必要な給付を行うことにより生活の安定を図り、再就職を促進することを目的とした保険制度です。

また、雇用保険は、労働者及び事業主の皆さんに納めていただいた保険料と国民の皆さんからの貴重な税金で賄われています。

ところが、働いている事実を隠したまま給付を受けるなど、不正な受給が後を絶ちません。

一部の受給者によって不正な受給が行われることは、雇用保険制度の健全な運営を阻害することになりかねません。

ハローワークとしましても、不正受給に対しては従来から厳しい措置をとっており、最大で不正受給額の3倍返還など不正受給に対する処分が厳しい内容となっております。

雇用保険制度を正しく理解していただくため、本制度の周知を行い、正しい受給の徹底を期すとともに、不正受給未然防止の啓発活動を行っています。

この趣旨を御理解いただき、「さわやか受給」に御協力いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】 ハローワーク 帯広 帯広市西5条南5丁目2 TEL 0155-23-8296 (11#)